

特定非営利活動法人この指とまれ 21 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人この指とまれ 21 という。ただし、登記上は、特定非営利活動法人この指とまれ二一と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を奈良県奈良市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、奈良市及びその近郊に居住する高齢者や障害者が地域で自立した生活ができるよう広く生活支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 在宅福祉サービス事業
 - ② 訪問介護事業
 - ③ 居宅介護支援事業
 - ④ ふれあいの場づくり事業
 - ⑤ ボランティア育成事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) 収益事業
 - ① バザーその他の物品販売事業
 - ② 介護用品の紹介・斡旋事業
- 2 前項第 2 号に掲げる収益事業から生じた収益は、この法人が行う特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 理事会は、前項のものが、この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会が規則において定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡又は失踪宣言を受けたとき。
- (4) 法人又は団体が解散又は破産したとき。
- (5) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に著しく違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく損なったとき。
- (3) この法人の目的に反する行為があると認められるとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上11人以下
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務の執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 第1号及び第2号について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その在任中と同一の権利義務を有する。

(欠員補充)

第17条 理事の定数の3分の1以上又は監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の疾患のため、職務の遂行が困難と認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反及びその他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 総 会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併

- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

（開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の1週間前までに正会員に対して通知しなければならない。

（議長）

第24条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第25条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する議事で、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決事項について、利害関係を有する正会員は、その事項についての表決権を有しない。

（議事録）

第 28 条 総会の議事については、日時、場所、正会員総数、出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）、審議事項、議事の経過の概要、議決の結果及び議事録署名人の選任に関する事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印をしなければならない。

第 6 章 理 事 会

（構成）

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）

第 30 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) この法人の規則の制定及び改廃
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

（招集）

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつた場合、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。この請求があつたにもかかわらず、会長がその期限内に理事会を招集しないときは、請求した者（ただし、前条第 1 項第 2 号の場合においては、請求者の代表者）は、理事会を招集することができる。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の 5 日前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。

（議長）

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条、前条第 2 項及び次条第 1 項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決事項について、利害関係を有する理事は、その事項について表決権を有しない。

(議事録)

- 第 37 条 理事会の議事については、日時、場所、理事総数、出席理事数、出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）、審議事項、議事の経過の概要、議決の結果及び議事録署名人の選任に関する事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会が別に定める規則による。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び支出)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費の支出をするときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び変更)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた場合は、次年度事業に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経るものとする。

(解散)

第 51 条 この法人は、法第 31 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号から第 7 号の事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由により解散するときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに存する残余財産は、次のものに譲渡するものとする。

住 所 奈良市三条大路 1 丁目 9 番 10 号

名 称 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに記載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するために事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が規則において定める。

第 11 章 雑 則

(委任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、この法人運営に必要な事項は、理事会が規則において定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 13 年 5 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正 会 員 2,000 円 (年額)
 - (2) 賛助会員 1 口 5,000 円 (年額)
- 6 平成 13 年 5 月 12 日の総会において変更した定款の施行は、奈良県知事の認証の日とする。

特定非営利活動法人 この指とまれ 2 1
代表理事 (会長) 堀 鞠 子